

軽自動車検査協会 愛媛事務所の 人事異動のお知らせ

平成29年8月1日付

1. 転入された方

発 令 (新)	氏 名	現 職 (旧)
軽自動車検査協会 愛媛事務所 主任検査員	牧野 祥大	軽自動車検査協会 香川主管事務所 主任

2. 転出された方

発 令 (新)	氏 名	現 職 (旧)
軽自動車検査協会 徳島事務所 業務課長	亀井 悟司	軽自動車検査協会 愛媛事務所 総括検査員

お知らせ

一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会

スキャンツール導入補助事業の公募について

公募期間:平成29年7月24日(月)～10月31日(火)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度もスキャンツール導入補助事業について、国土交通省から公表されましたので、お知らせ致します。

尚、公募要領については、**パシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページ**に公開されておりますのでご覧ください。

『トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金』



『ハイブリッド車等の点検整備の高度化による省エネ推進事業（スキャンツールを活用した省エネ推進事業）』

パシフィックコンサルタンツ株式会社 補助金ページ

<http://www.pacific-hojo.jp/scan/>

スキャンツールの導入補助事業を開始します ～トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金～

経済産業省資源エネルギー庁との連携により、自動車の整備技術の高度化を図る目的で、スキャンツール[※]導入に係る補助対象事業者を公募いたします。

※車載コンピュータに接続することで、自動車の電子機器の目では見えない故障や劣化を把握するとともに整備作業のサポートができる整備機器

1. 公募期間

平成29年7月24日（月）～10月31日（火）

※ただし補助申請の合計額が予算額に達した場合公募期間内であっても公募は終了いたします。
また、公募期間内であっても交付決定を先着順により順次実施します。

2. 補助対象事業者

- ①道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者
- ②道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者

3. 事業内容

- ・補助対象事業者に対して、診断結果をPC等に外部出力できるなど一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助（補助率は1/3、1事業場あたりの補助上限額は15万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外）
- ・補助対象事業者は20台以上にスキャンツールを使用して診断結果等を報告

4. 申請方法等

対象となる機器及び公募要領等その他詳細につきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧ください。

(<http://www.pacific-hojo.jp/>)

今年度の補助事業のポイント（変更点）

- ・補助上限額は、1事業場あたり15万円（昨年度は1事業場あたり10万円）。
- ・タブレット等の情報端末と連携することにより機能するスキャンツールの場合は、当該情報端末も補助対象として計上可。
- ・スキャンツールは、診断結果等をPCやメモリーカード等に外部出力可能なものであること。
- ・公募期間内であっても交付決定を先着順により順次実施。

【問い合わせ先】（※申請方法等はパシフィックコンサルタンツ株式会社へお尋ねください。）

自動車局整備課 村井、奥村

TEL：03-5253-8111（代表）（内線42-414） 03-5253-8599（直通） FAX：03-5253-1639

平成 29 年 6 月 29 日
自動車局 技術政策課
安全政策課

自動車事故対策費補助金の申請受付を開始いたします！

国土交通省自動車局では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車(ASV)や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取り組みを支援するため、自動車事故対策費補助金の申請受付を開始いたします。

事故防止対策支援推進事業では、自動車運送事業者による事故防止の取り組みを推進するため、平成19年度よりASVやドライブレコーダー等の導入支援を行っておりますが、今年度においても以下の通り実施いたします。

1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

- (1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_29.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 交付申請受付場所: 最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
- 申請受付期間: 別紙参照

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

自動車局技術政策課 島田(ASV)

TEL:03-5253-8111(内線 42214) 03-5253-8592(直通) FAX:03-5253-1639

自動車局安全政策課 秋山、濱田(運行管理の高度化・過労防止・社内安全教育)

TEL:03-5253-8111(内線 41625、41624) 03-5253-8566(直通) FAX:03-5253-1636

デジタル式運行記録計／ドライブレコーダー 導入に対する補助制度が開始されます

平成29年7月3日(月)から申請受付開始

国土交通省では、事業用車両の安全な運行を推進するため、下記の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

対象機器		対象経費	補助率 ※括弧内は1台あたりの補助上限
デジタル式 運行記録 計	車載器	車載器本体、記録媒体(メモリーカード等)、	1/3(3万円)
	事業所用機器	読取装置(メモリーカードリーダー等)、 分析ソフト	1/3(10万円)
映像記録 型ドライ ブレコーダー	車載器	車載器本体、記録媒体(メモリーカード等)	1/3(2万円)
	事務所用機器	読取装置(メモリーカードリーダー等)、 分析ソフト	1/3(3万円)

※デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合、1台あたりの上限は車載器5万円、事業所用機器13万円

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が認定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)した者が対象となります。
2. 1申請者あたり80万円を限度に、下記補助額による交付を行います。
3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
4. 同一事業において、他の国の補助金は受けられません。

対象機器

◎デジタル式運行記録計◎

- ・国土交通大臣が認定したデジタル式運行記録計。

◎映像記録型ドライブレコーダー◎

- ・国土交通大臣が認定した映像記録型ドライブレコーダー。
- ・(貸切バスを除く一般旅客自動車運送事業のみ)常時記録機能と、車内撮影機能(オプション等の追加により撮影可能になるものを含む)を有すること。
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者が備える場合は、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」(平成28年国土交通省告示第1346号)で定める性能要件に適合していること。

申請期間と申請方法

- 申請期間:(1次募集)2017年7月3日(月)～9月15日(金) 9:00-16:00
(2次募集)2017年10月2日(月)～11月30日(木) 9:00-16:00
(3次募集)2017年12月15日(金)～2018年1月31日(水) 9:00-16:00

注意 2次募集の申請は一般貸切旅客自動車運送事業者(リースの契約先となる場合を含む)に限ります。

申請補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を閉め切ることとします。

- 申請先:最寄りの地方運輸局、運輸支局等(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください(郵送による提出は認められませんのでご注意ください。)
- 申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。
原本1通とコピー4通、合わせて5通ご提出下さい。

申請の流れと申請書類

① 交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、各運輸局等又は各運輸支局へ交付申請書兼実績報告書を提出してください。提出する申請書類は国土交通省のHPより入手することができます。
注) 平成29年4月1日以降に機器を購入し取り付けた者を対象とする。

② 交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定及び額の確定通知が届きます。

③ 補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、書類の不備があり受付担当者からの指摘を受けた場合には、1週間以内に対応願います。1週間以内に対応ができない場合には、提出した交付申請書兼実績報告書を一度取り下げた後に書類の不備を補完したうえ、改めて提出して下さい。
- 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げただけにとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

IV. お知らせコーナー

東京2020オリンピック・パラリンピック 競技大会特別仕様ナンバープレートのPR用 ポスター及びチラシの配布について

国土交通省は、10月10日から東京2020オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレートを交付することとなり、9月4日より事前申込の受付が始まります。受付開始に伴い、県民へのPRのため、ポスター、チラシを作成しており、振興会の会員さんへの配布依頼がありましたので、ご送付いたします。

1. 事前申込開始日 **平成29年9月4日より**

(登録自動車及び軽自動車とも)

2. 申 込 場 所 ○登録自動車

愛媛県自動車整備振興会の希望番号窓口

○軽自動車

愛媛県軽自動車センターの希望番号窓口

※WEBからの申込み <http://www.graphic-number.jp>

3. 登録自動車の交付価格（前後2枚1組）

○寄付金あり（1,000円）の場合（図柄入りナンバー）

（プレート代）（寄付金）

大板 16,210円（15,210円+1,000円）

中板 9,930円（8,930円+1,000円）

○寄付金なしの場合（エンブレム付きナンバー）

大板 15,210円

中板 8,930円

4. 軽自動車の頒布価格（前後2枚1組）

○寄付金あり（1,000円）の場合（図柄入りナンバー）

（プレート代）（寄付金）

中板 9,900円（8,900円+1,000円）

○寄付金なしの場合（エンブレム付きナンバー）

中板 8,900円

**※なお、登録自動車・軽自動車共に寄付金につきましては、1,000円以上
100円単位での寄付が可能となっております。**

5. 予約受付及び交付期間

予約受付：平成29年9月4日から平成32年9月30日（予定）まで

交付期間：平成29年10月10日から平成32年11月30日（予定）まで

※10月以前に申込されても、交付は10月10日以降となりますのでご了承ください。

①9月4日から9月12日までの予約は、10月10日から交付開始（予定）

②9月13日から9月22日までの予約は、10月16日から交付開始（予定）

③9月25日から10月6日までの予約は、10月20日から交付開始（予定）

④10月10日以降の予約は、通常の10営業日目から交付

6. チラシは5枚程度お送りしますのでユーザーへの説明時の参考資料としてご利用ください。また、ポスターは1枚お送りしますのでユーザーが見やすい場所への掲示をお願いします。

7. お問い合わせ先

一般社団法人愛媛県自動車整備振興会内

・登録自動車：希望番号予約センター

☎089-956-2181

・軽自動車：軽自動車希望番号予約センター

☎089-975-6366



幹線道路周辺の事業所の皆様へのお願い



国体関連行事に伴い、下記のとおり一時的な交通規制が行われます。

期 間：9月29日（金）～10月1日（日）

区 間：国道11号、33号、56号、環状線、主要県道などの幹線道路

規制内容：一時的な交通規制により、**5分間程度、駐車場等から道路への流出が規制**されます。

事業所の皆様へのお願い



規制中、駐車場等から幹線道路に出ようとする車両に対し、**警察官が停車をお願いする場合があります。**

また、状況に応じて、**駐車場出入口等にコーンを設置**させていただく場合があります。

交通規制が始まる1時間程度前には、付近の交差点や歩道に警察官が配置していますので、詳しい規制時間帯は現場の警察官に確認をお願いします。

不明な点がありましたら、平日（8：30～17：15）、

愛媛県警察本部：089-934-0110（内線：警衛対策課 5911）

まで問い合わせをお願いします。

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、11件を掲載いたします。

Case 1 見積りが妥当か、意見を聞きたい

平成29年4月4日 佐賀県 男性 (来会者は友人の女性)

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

追突事故を起こしたが、他人の車を運転していて任意保険が使えない状況にある。保険が使えないことをいいことに修理金額を水増しして請求されているように思えてならない。事故の傷以外の修理も請求されているようだ。相手の車の板金修理の見積りが妥当かどうか、意見を聞きに来会したい。

【対応】

当相談所の相談範囲を説明し、今回の件は相談に乗れない旨を説明する。また、事故車両がないのに見積書を見ても、その金額が妥当かどうかはこちらでは判断できない。仮に事故車両があっても当相談所ではそのような判断は行わないと回答するが、どうしても話だけでも聞いて欲しいということなので翌日話を聞くことになった。翌日、本人は来られずに友人（女性）が来会する。その友人から延々と事故の状況説明や双方の車両の写真を見せられるが、いくら見ても聞いても見積金額が妥当かどうかは、事故に立ち会いもせず実際の車両も見ずには分からない。仮に立ち会ったとしても、申し訳ないが、当相談所では判断することは出来ないし回答することも出来ないと回答する。

Case 2 再修理に工賃が発生するのはおかしい

平成29年4月5日 兵庫県 男性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

車幅灯が白いLED球に換装（純正部品ではない）された中古車を購入した。車検を購入店ではなくディーラーで行った際、このLED球の光度が落ちているという理由で車検にパスしないとされたので、交換をお願いした。ところが、検査から戻って来た車幅灯は、オレンジ色に点灯する1個300円のフィラメント球に交換されていた。私は車幅灯が白のLEDで明るく点灯することが気に入っていたので、光度不足を理由に車検に通らないのであれば、交換は当然同じ球であるべきだと思う。ディーラーにそれを伝えたと、「純正ではないので手配できなかった」と言うので、自分で同じ色の球を部品販売店で購入（1,200円）し、持ち込んだ。すると、「交換工賃として3,000円が必要だ」と言われて支払った。しかし、後から考えると、このLED交換は本来車検時に行われているべきもので、いわば再修理なので再修理に工賃が発生するのはおかしいと思う。

【対応】

訴えている内容は理解出来るが、工賃支払い済みなら商取引は完成している。苦情は苦情で伝えるが、当方は返金等、金銭的な話には一切介入しないし、販売店に苦情を伝える以上のことはしない。連絡はするが、後は当事者同士で話合っ欲しいと伝え、一旦電話を置いた。2日ほどの休日を挟み、当方が販売店からの連絡待ちをしていると、相談者から「まだ連絡がない。言ってくれたのか？」という連絡が入った。「現在は販売店からの連絡待ちだ」と伝えたタイミングで販売店から電話がかかってきたので、一旦相談者からの電話を切った。販売店の店長に内容を説明すると、店長

も工場長も事態を把握しておらず対応は担当者が行っているとわかった。当会からは「相談者はかなり細かい方なので、今後は工場として対応した方がいい」とアドバイスし、当方の相談については終えた。その後販売店にどうなったのかを確認すると、「相談者に工賃を返金することにした」ということだった。相談者は、工賃3,000円の返金を受ける口座を伝える際、足を運んだことに要した「ガソリン代」と「移動時間賃」についても請求すると言ったらしいが、販売店は毅然と「お断り」したということだった。自社に非がない(納車時にきちんと説明した)のに支払い後の理不尽な返金要求については大きく譲歩した。それはサービス業だからこういったこともあるという諦めも大きい、その対応を見て嵩にかかった要求だったので撥ねつけたということだった。販売店の対応を云々することはないが、この手の勘違いユーザー(相談者)は多い。

Case 3 対応が悪く掴み合いになった

平成29年4月11日 兵庫県 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

新車で購入したが、納車後1ヶ月ほどでウォッシュタンクのキャップが外れるようになった。初期不良なのでタンクの交換を提案された。部品が入荷したら作業をすと言っていたが、その際、「事前に予約をして欲しい。予約がないと作業できない」というようなことを言うので、「俺は客だ」と言って服を持ったら胸ぐらをつかまれ、殴りかかれた上に「警察を呼べ」と店長が指示した。あまりに腹が立ちメーカーのお客相談センターや消費生活センター、PLセンターにも電話をして話を聞いて貰ったが、どこもこれといった対応をしない。この販売店のお客相談センターにも電話をしたが、のらりくらりかわす。こういった事業者を取り締まり指導する機関がないか、あちこち探していて友人に貴会を教えて貰った。相談に乗っ

て欲しい。

【対応】

話のつじつまが合わない。苦情も「筋が通らない」とか、「整備作業が強引」だとか、「作業を30分以上中断した」とか、「口のきき方が横柄だ」など、あまりにも主観的で子供じみた内容。「それで、私は何をしたらいいのか?」と聞き返すと言葉に詰まった。「とりあえず謝罪は要求する。その上で俺と同じ様な対応をされる客を作らないよう、強い強制力を持って指導して欲しい」と要求も意味不明。謝罪に関しては法律でも強制することは出来ないし、口のきき方云々は接客スキルの問題でもあり、会社の管理。当方があれこれ口出しできる部分でもない。「当会は販売店に事実を確認し、苦情を販売店に伝え、電話をして貰うくらいだが?」と言うと、「販売店は絶対に電話してこないから無駄だ」と言う。「では、当会は何も出来ないが?」と言うと、「貴会が強い口調で、俺が二度とそこに行かんと欲していたと伝えて欲しい」と何を言っているのか全く意味不明。当会は事実確認をし、お客様と販売店とのトラブルで絡まった紐を解く立場であり仲裁機関ではない。双方が話をしようとしないうちに解決などないし、胸ぐらを掴んだとか殴りかかれたとか、警察を呼ばれたとかという話については事実関係云々以前の問題。当方はそういった暴力的なトラブルには一切関与しない。苦情については双方の話し合いを持って解決して欲しい。とにかく、販売店が本日は休みなので明日、サービス本部とお客相談室と営業所の所長にあなたから相談苦情があったことだけは伝えておく。あとはあなたと販売店とで話し合ってと言って、電話を切った。後日、販売店と相談窓口に連絡したところ、全店でこの情報は共有されており、当会が口を挟むものはないことがわかった。相談者への連絡についても任せると言って、相談を終了とした。

Case 4 エンジンの異音修理後、エンジンが焼き付いた

平成29年4月19日 和歌山県 男性

車名：軽自動車 登録年月：平成20年

走行距離：122,000km

【相談】

4月15日、エンジン部からの異音によりサブディーラーへ入庫。店舗サービスより、「部品2個の交換で大丈夫だと思います」との意見を受け、即交換。帰途時、異音はしていたが、幾分小さくなったかな？との程度であった。4月16日、桜を見に行った帰り道に異音の音に変化（カラカラ音⇒ギギギ音）があり、道路側帯に寄ったところエンジンが自然停止した。再度キーを回してもエンジンは始動しないため、レッカー移動により再度同店舗へ入庫した。事情説明したところ、故障診断に8千円要すると言われたが、渋々承諾。診断の結果、「オイル循環機能が不良でエンジンが焼けている。エンジン載せ換えには約30万円要する」と言われたが、納得できない。同社は本日定休日のため、明日4月20日に同事業場で話し合いを行うとのこと。

【対応】

異音については種々原因があり、特定に時間を要するケースもある。店舗サービスと相談者間での話の詳細は分からないため、現状では何とも言えない。店舗に連絡し折り返すことを提案したが、相談者より、話し合いの結果、了承できなければ再度報告を頂くことになった。4月24日、携帯へ電話するも出ず。自宅へ電話するも出ず。店舗サービスに連絡を入れる。管理責任者の談によると、当初入庫時の交換部品はイグニッションコイルとプラグの交換であり、オイルの量は確認したが依頼事項でないため交換はしなかったとのこと。レッカー入庫時の診断にてエンジン内オイルラインの詰まりが確認された。普段のメンテナンス不足が原因で、ヘッドカム焼付が発生した旨を説明し、相談者も納得したとのこと。最終的には同店舗にて廃車処理をし、新車を購入。円満に解決した。

Case 5 7ヶ月前に交換したタイミングベルトが切れた

平成29年4月19日 兵庫県 男性

車名：輸入車 登録年月：不明

走行距離：不明（ベルト交換後5,000km）

【相談】

9月、走行距離がタイミングベルト交換時期の規定に達しようとしていたので、ディーラーで見積りをお願いしたところ非常に高額だったのでA社（当会会員専業指定工場）でも見積りをお願いしたところ、かなりの安価であったことからA社にお願いした。ところが、交換から7ヶ月後の今月中旬、走行中に交換したベルトが切れ、バルブがピストンを突いておりエンジン載せ換えになると思われる。ただ、記録簿には交換部品の保証が「1万kmまたは6ヶ月」と明記されているので、保証期間は過ぎているが走行距離は規定内なのでいい方向に捉え、保証を受けられないか貴会に聞きたい。貴会が「それは無理だ」と言えばA社と揉めているわけでもなく、今後も揉める気はないので有償修理する予定だ。貴会に第三者としての意見を聞きたい。

【対応】

当該工場に直接相談する方がいいと思う。規定で話をするなら通常、交換後の経過日数または走行距離のいずれか早い方が到達するまでが保証期間。その通りなら保証対象外と言える。可能性の話として、作業ミス（立証責任はあるが）があり、それでベルトが切れたのであれば受託者保険（加入していれば）での対応の可能性もある。落ち着いて話をするし、有償修理を視野に入れているので、素直に交換後5,000km程度で切れたベルトの製造物責任が問えないかA社に聞いた上で、修理について相談するのが解決に向かう一番の近道だと思う。いずれにしろ当会に判断出来るものは何もないと言って、電話を切った。

Case 6 修理中にラジエターのパイプを壊された

平成29年4月21日 香川県 女性

車名：乗用車 登録年月：不明

走行距離：200,000km

【相談】

一昨日、指定工場にパワステのオイル漏れ修理を依頼した。修理中にラジエターのパイプを壊されファンベルトにも傷をつけられたため、ラジエターとファンベルトの交換が必要になった。店側は、ラジエターは社外品で対応すると言っているが、なぜメーカーの純正品ではいけないのか。警察にも相談したが、「器物損壊には該当しないが、損害賠償を請求することは可能」と言われた。指定工場には今回修理した人では心配なので、別の人に修理を依頼している。振興会から純正品を使用するよう指定工場に連絡して欲しい。

【対応】

指定工場に連絡し修理担当者に経緯を説明して貰ったが、相談者の言うことに間違いはなかった。しかし、ラジエターを社外品に交換することについては、「やはりまずいと思い、純正品を注文している」とのことだったため、工場側には苦情が無いように修理するようお願いした。相談者には純正品を注文している旨を伝え、修理完了まで様子を見るようお願いした。相談者も「代車は新車を貸してくれているし、ラジエターも純正品に交換してくれるなら、しばらく待ちます」と言ったので、修理後に何かあれば連絡をくれるよう伝えて電話を切った。後日、相談者から電話があり、車を見に行ったらラジエターは純正の新品に交換されているし、ファンベルトも交換されており、「あとは洗車して納車します」と言われ、結果には満足している。「振興会に相談して良かった」と感謝して貰い、本件は終了とした。

Case 7 自分の車と違うクルマが納車された

平成29年5月2日 兵庫県 女性

車名：乗用車 登録年月：平成25年

走行距離：不明

【相談】

ディーラーにリコール作業を行って貰うため車を預けたが、自分の車と違うクルマが納車された。ディーラーがこんなことをしているのか？消費生活センターに電話をしたら、こちらを紹介された。

【対応】

何を言っているのか話が全く見えない。とにかく、電話口で怒鳴り散らしている内容が相談にもあるように「違うクルマが納車された」で、他に「グローブボックスの中のものがなくなった」「ホイールに傷が入っている」「タイヤの上（フェンダーか？）が凹まされて色が黒く塗られた」等々、全く以て意味不明。要領を得ないので暫くおとなしく聞いて落ち着かせることにした。トーンが下がってきたところで工場を聞くと、リコールをしたのは間違いなく当会会員工場。そこで、その情報を得て担当者の名を聞き出そうとしたところ、「私は直接知らない」と口を滑らせた。「では、誰ならわかりますか」と聞くと、「購入店の息子のAから・・・もごもご」と、今までの勢いが一瞬でどこかへ消え、「預けた工場の名を教えて」と畳み掛けると未認証中古車販売店と判明した。しかも、販売はその中古車店ではなく、Aが直接仕入れ、直接販売したものがわかった。この話から推測すれば、会員工場のディーラーはほぼ無関係だろう。「違うクルマが納車されたのなら、そのことを直接Aに言えばどうか？」と言うと、「直接何度も言ったが、何の対応もしない。だから貴会に電話をした」ということだ。ここで、「その販売店は当会の会員ではないし、販売もその販売店の息子Aがあなたに安く販売したのなら、当会は関与できない。本当に違うクルマが納車されたのなら、警察に行かれたらどうか？」と言うと、「警察には言ったが、相手にされなかった」と言う。「では、弁護士を入れて対応するしかない。当会は何のアドバイスも出来ない」と言って、電話を切った。いくら未認証工場でも、違うクルマを納車するなんてことがあるはずない。出まかせを言うにもほどがある。二度と電話がかかってくることはなかった。

Case 8 修理は有料と言われたが、納得できない

平成29年5月9日 埼玉県 男性

車名：乗用車 登録年月：平成19年3月

走行距離：67,000km

【相談】

ディーラーより新車で購入し、以来同店で整備を受けている。他店での整備は一度も無く、交換部品等もすべて純正品を使用している。それまで何の問題もなく快適に乗っていたが、走行5万kmを過ぎた辺りから緩加速時に「カリカリ」というノッキングと思われる金属音が聞こえるようになった。初めの頃はたまにしか聞こえなかったため余りにせず乗り続けていたが、徐々に音が大きくなり心配になったので、先日いつものディーラーへ車を持ち込み点検して貰った。すると、「エンジン内部に多量のカーボンが堆積しているため、ノッキングが発生していると思われる」と診断され、「修理するにはエンジンのオーバーホール或いは載せ換えが必要」、そして「登録から10年を経過しているのでメーカー保証の対象にはならない。作業は有料となる」と言われたらしい。「エンジンのオーバーホール、載せ換え」となれば、かなりの費用になるのは当然である。車は買い物やレジャー等に使用しており、特に厳しい状況で運転をしている訳でもなく、ごく一般的な乗り方をしている（自身は、そう思っている）。今の時代に走行6万7,000kmでそんな修理が必要になること自体、エンジンに欠陥があるのではないかとメーカーにクレームを言いたいらしい。そして、「有料修理」とはどうしても納得できない。ディーラーでは埒が明かないので、振興会から無償修理するようメーカーに訴えて欲しいとの内容であった。

【対応】

話の様子からディーラーとの話し合いが十分ではないように感じられたので、要求をハッキリとディーラーに伝えたかを確認すると、「長年付き合っている営業マンと不仲になりたくないことや、金銭に固執していると思われたくない」という思いがあるようで、

きちんと伝えられているか疑問に感じられた。ディーラーとの話し合いが不十分なままメーカーへ駆け込んでも、メーカーから「ディーラーと話し合っただけ」と言われるのは明白であることから、ディーラーと再度話し合いをするしかないことを相談者に伝えた。また、相談者の強い要望により、当会よりディーラーへの仲介を依頼されたので電話を入れ、上記の件について対応をお願いした。以後、連絡はない。

Case 9 セルモーターの不良について

平成29年5月11日 京都府 事業者

車名：トラック 登録年月：平成24年

走行距離：35,000km

【相談】

当社（会員工場）より購入いただいた小型トラックについて、ユーザーよりクレーム。2年ちょっと経った頃からセルモーターの回りが悪い（重い）とのこと様子を見て貰っていたが、平成27年4月23日に保証期間内でディーラーにより交換。ところが再び同じ症状が出て、2年後の平成29年5月9日に再度交換。この間1万kmしか走っていないが、なぜ同じ症状になるのか？ディーラーに問い合わせても「たまたま」としか言わない。電装品のリビルド商品を扱っているA電器産業に尋ねると、「そのメーカーのセルモーターは話にならない」とのこと。手元に取り外したセルモーターがあるので一度見て欲しいとのこと。

【対応】

国交省の不具合情報を確認するとセルモーターの不良が6件あった（但し、型式は相違）が、セルモーターが同じものかなどは不明。翌12日午前、来会。当会の役職員が現物を確認すると、確かにガタ等ひどい状態であった。PLセンターを紹介したが、ユーザー、ディーラーとも揉めるようなことはしたくないとのことで、運輸支局に報告しておくこととした。なお、セルモーターの現物（1回目に交換されたもの）はリビ

ルド品であることが判明。新車の保証でリビルド品の使用はおかしいのではないかと、との疑義が呈された。

Case 10 車検チラシの料金表示に関するクレーム

平成29年5月12日 京都府 男性

車名：－ 登録年月：－ 走行距離：－

【相談】

車検チラシ等に車検費用内訳が印刷されているが、重量税欄にエコカー減税対象車の記載がない。例えば、中型車（1.5トン以下）は2万4,600円としか記載していない。エコカー減税対象車にこのままの費用を徴収すれば詐欺ではないか？！

【対応】

分解整備事業者には車検時（定期点検時）、概算見積書を交付する義務がある。その時、重量税に関しては正確な金額を提示できるはずなので、特に問題ないと思われる。もちろん、故意にエコカー減税対象車にエコカー減税対象外の金額を徴収すれば詐欺であろう。そのような当会会員はいないと言える。

Case 11 オーバーヒートの責任は販社にあり！

平成29年5月15日 兵庫県 女性

車名：乗用車 登録年月：平成19年

走行距離：約100,000km

【相談】

大手チェーンを配するA指定工場に検査をお願いしたら、「水漏れとオイル漏れとリコールがある。ディーラーに持ち込んだ方がいい」との提案があり、取扱いとなる近所のB社営業所に、水漏れとオイル漏れがあることを伝えて車検を依頼した。しかし、「水漏れはなく、このまま検査は通る」と言われたことから、修理せずに乗ることにした。しかし、1ヶ月でオーバー

ヒート。エンジンがかからなくなった。次の日、クラッキングしてみると、ものすごい音がするようになった。水漏れに関しては当方から、A社の水漏れ・オイル漏れの事実を事前にB社に伝えて修理の依頼をしたのに、大丈夫だと言ったのはB社。それなのに今回中古エンジン載せ換えの提案があり、見積り金額約30万円を提案してきた。最初の水漏れ（話ではウォーターポンプのようだ）を修理してくれていたなら、オーバーヒートに至っておらず修理も数万円で済んだはず。それが30万円となれば納得できない。それでもディーラーは「水漏れがなかったのだから車検に通るし、問題ない」と言って話にならないし、納得できない。貴会、このことどう思うか。

【対応】

安易に同調できない。ましてB社はディーラー。もちろんA社も会員事業場。「B社にも話を聞いて折り返し電話をする」と言って、一旦電話を切った。B社に連絡すると、すでに本社対応となっており、本社は内容を全て把握していた。相談者の訴えとB社の話には差異があり、特にウォーターポンプの水漏れについては、相談者は「A社で漏れていると言われたから修理して、と言った」と言うが、B社は「相談者に、水は洩れていないが交換は提案した」と言うし、「今、洩れていないのならそのまま乗る」と言ったのは相談者だと言い、ここで話が食い違う。このディーラーは以前、他の相談者とのトラブルで相談に乗ったことがあるが、その時はユーザーとのやり取りをきちんとノートに記録していた。そこで今回、そのノートの所在を確認したところ、顧客管理簿にポンプ交換不要と記していただけで、やり取りに関する記帳がノートに残っていなかった。こうなると、言った言わないの話になり当事者同士で話をするしか仕方がなくなる。相談者には「B社から連絡がなければ、また連絡して」と言い、B社には「当会が口を挟むところが何もないので、社としての対応をお願いしたい」と言って、相談を終えた。

環境家計簿システムで省エネしませんか？

～CO₂排出量を削減することは、経費削減にもつながります。～

《環境家計簿システムとは？》

インターネットを活用して、あなたの事業場の消費エネルギーの使用量を入力することで、事業場からの二酸化炭素排出量が容易に把握できるとともに、他の事業場の平均値と比較できます。

月毎にエネルギー消費量、CO₂排出量を算出し、実績の把握と分析に活用するとともに、省エネルギー目標を定めましょう。

《入力項目は？》

電気、都市ガス、LPガス、灯油、ガソリン、軽油、重油、入庫台数

《閲覧機能は？》

エネルギー使用量、CO₂排出量

まずはこちらのバナーをクリックしてみてください！



スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピューター・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

認定要件 ①スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

②スキャンツールを保有していること。

(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

③FAINES 通常会員に加入していること。

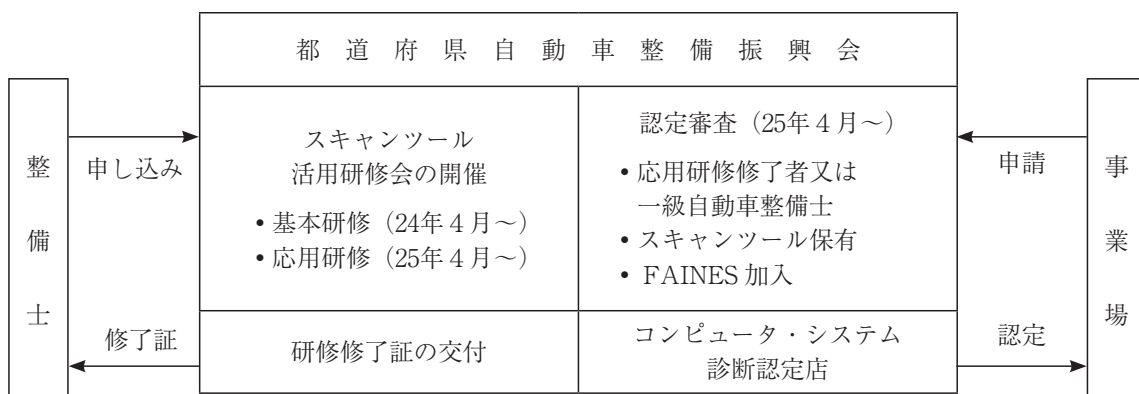
④振興会会員であること。

⑤上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

- ・申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
- ・スキャンツールの写真
- ・応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- * 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

平成 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑨ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 平成 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

インターネットを利用して
自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c . . . 。



入会金（初回のみ） 12,000円

基本料金（月額） 1,300円（3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成27年9月3日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・ F A X なしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・ 現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・ 相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・ 問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応だけではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

F A X前に担当者に F A X を送る事を電話で伝え、F A X を送る。

F A X が届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけるでしょう！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。**FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。**
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にF A Xしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、F A Xすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のF A Xをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	平成 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時	暖気途中 加速時	暖機後 一定速時	常時 減速時	時々 他	_____警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

結果報告書

結果報告日	平成 年 月 日
結果報告内容	
.....	

（注）FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

H27年9月作成



V.
整備技術
関係情報



FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「負荷試験において37Aは正常？異常？」

平成22年式トヨタ・WISH(車両型式DBA-ZGE20W、エンジン型式2ZR-FAE、走行距離155,000km)でハンドルが重く、その後エンストし、マルチインフォメーション・ディスプレイにVSCエラーと表示されていた。

DTC(ダイアグノーシス・トラブル・コード)を確認してもらうと、エンジン系統ではP0560「バッテリー異常」、ABS系統では、C1201「エンジン系異常」が入力していた。複数の系統のDTCが入力する場合は、バッテリー電圧低下が考えられるので測定してみると、バッテリー電圧が7Vだった、状況からバッテリーの不具合と思いバッテリーを交換、念のためチャージングシステムの点検を実施した。



無負荷試験(調整電圧点検)をすると発生電圧11.5V、発生電流が-5Aと充電していないようだ、しかしチャージランプは点灯していない。再度測定してみると無負荷試験では12Vに満たないが発生電流は16A(基準は10A以上)、バッテリーがやや上がり気味と思われるが、先ほどとは違い発生電圧は低いものの電流は流れていた。

負荷試験(出力電流点検)を実施すると37Aで数値が低い、修理書の基準値は10A以上になっているので、OKだがオルタネーターの定格出力が100Aになっているので、電流値はもっと高く出るはずだ。充電したりしなかったりしているので、よく確認してみるとオルタネーターより異音が出ているときに充電していないことがわかったため、オルタネーターを交換すると正常となった。

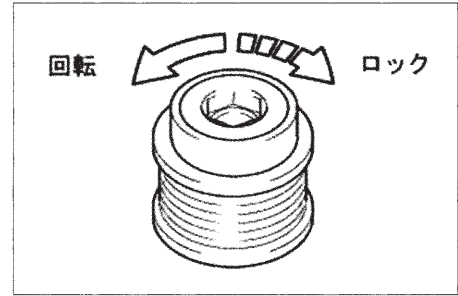
資料を確認すると、この車両のオルタネータープーリーにはエンジン正回転方向のみ動力を伝えるワンウェイクラッチが取り付けられており、ワンウェイクラッチに滑りが発生し、補機ベルトからの動力がオルタネーターに十分に伝わらずワンウェイクラッチの滑り具合によっては、少し充電したりほとんど充電しない場合があり、またオルタネーターのローターが完全に止まらず少し回っていたため、チャージランプは点灯しなかったと考えられる。

最近の車両は補機ベルトの負荷低減のため、オルタネーターにワンウェイクラッチを取り付けたり、充電制御システムでオルタネーターによる発電量を加速時に下げ、減速時に上げることでエンジン負荷を軽減し、エンジンの低燃費化をはかっています。そのため従来の充電システムの点検方法と一部違う部分もありますので修理書等を確認し点検を行っていただきたいと思います。なお、今回の車両の修理書を参考資料に載せていますので参考にして下さい。

オルタネーター点検

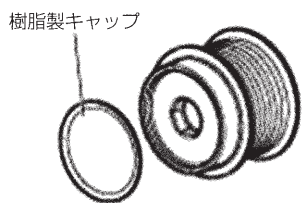
1. オルタネーター プーリー (クラッチ ツキ) 点検

- a. プーリーを右回転させたときにロックし、左回転させたときにスムーズに回転することを点検する。

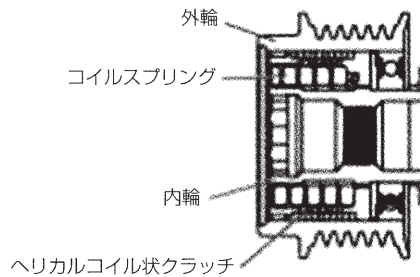


オルタネータープーリー

- ・プーリー外輪と内輪の間に配置されたヘリカルコイル状のクラッチの働きにより、エンジン正回転方向のみの伝達力をオルタネーターに伝え、補機ベルトにかかる負荷を低減します。
- ・内輪をオルタネーターシャフト締結用ナットと一体形状とすることでコンパクト化をはかりました。
- ・プーリー前面に樹脂製キャップを設け、内部をカバーすることにより泥水などの進入を防ぎ、劣悪環境下での信頼性を確保しました。



オルタネータープーリー外観



オルタネータープーリー断面

チャージングシステム（2ZR-FAE / 駆動方式2WD）車上天検

■ 注意 ■

- バッテリーケーブルが正しくターミナルに接続されているか確認する。
- バッテリーが急速充電されているときは、バッテリーケーブルを接続しない。
- エンジン始動中は、バッテリーを絶対はずさない。

1. バッテリー液量点検

a. 液量点検

- i. LOWレベル以下の場合は、バッテリー交換または、蒸留水を補充する。

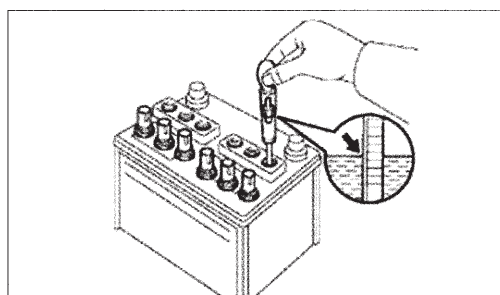
2. バッテリー比重点検

a. 各セルのバッテリー比重を点検する。

基準値 1.25 to 1.29（液温20℃）

□ 参考 □

基準値以下の場合は、バッテリーを充電する。



3. バッテリー電圧点検

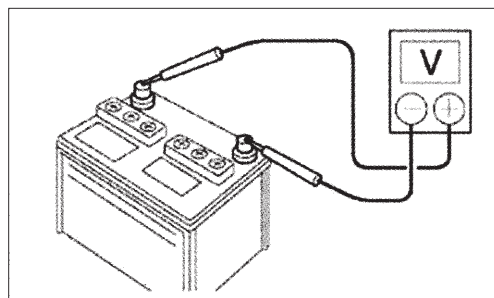
- a. サーフェイス充電分を取り除くために、IG OFFにてヘッドランプのスイッチを20 to 30秒程度ONにする。
- b. ヘッドランプのスイッチをOFFにする。
- c. ターミナル間のバッテリー電圧を測定する。

電圧値

点検端子	点検条件	基準値
バッテリープラス端子-	液温	12.6 to
バッテリーマイナス端子	20℃	12.8V

□ 参考 □

基準値以下の場合は、バッテリーを充電する。



4. バッテリーターミナル、ヒューズリンクおよびヒューズ点検

- a. バッテリーターミナルが緩んでいないかまたは、腐食していないか点検する。

基準値

バッテリープラスターミナル $T = 5.4 \text{ N} \cdot \text{m} \{ 55 \text{ kgf} \cdot \text{cm} \}$

バッテリーマイナスターミナル $T = 5.4 \text{ N} \cdot \text{m} \{ 55 \text{ kgf} \cdot \text{cm} \}$

- b. ヒューズリンクおよびヒューズに導通があるか点検する。

5. ファン & オルタネータ Vベルト点検

□ 参考 □

再使用時のみ点検する。

6. オルタネータワイヤハーネス点検

- ワイヤハーネスに、亀裂や劣化がないか点検する。

7. オルタネータ異音点検

- エンジン始動中にオルタネータから異音がしないことを点検する。

8. チャージウォーニングランプ点検

- エンジンを暖機し、IG OFFにする。
- 電気装置のスイッチを全てOFFにする。
- IG ONにし、チャージウォーニングランプが点灯することを確認する。
- エンジンを始動し、ランプが消灯することを確認する。

□ 参考 □

ランプが上記のように作動しない場合は、チャージウォーニングランプの回路をトラブルシュートする。

9. 無負荷試験

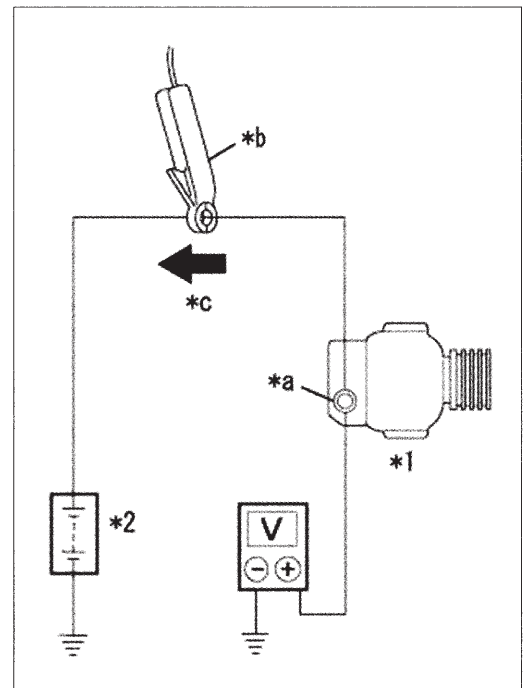
- 無負荷状態でエンジン回転を2000rpmまで上げたときのバッテリー電圧を測定する。

電圧値

点検端子	点検条件	基準値
B端子 - ボデーアース	10 A 以上	12.1 to 15.4 V

イラスト内指示文字

* 1	オルタネータ ASSY
* 2	バッテリー
* a	B端子
* b	AC/DC 400A プロープ
* c	電流



10. 負荷試験

- a. 無負荷試験の状態から、ヘッドランプをハイビームにヒータブロススイッチをHiにして、エンジン回転2000rpmにセットした状態でただちに電流値を測定する。

電流値

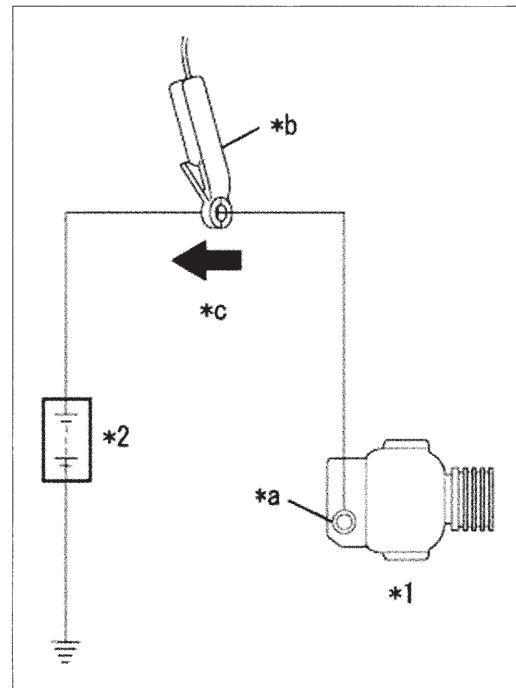
点検端子	点検条件	基準値
B端子-バッテリープラス端子	常時	30A以上

イラスト内指示文字

* 1	オルタネータASSY
* 2	バッテリー
* a	B端子
* b	AC/DC 400Aプローブ
* c	電流

□ 参考 □

基準電流以下を示してもバッテリーが完全充電状態の場合は、電流が小さくなるので負荷を増すためワイパモータおよびリヤウィンドウデフォグガなどを作動させて、再度測定する。



11. 充電制御システム点検

- a. ワイヤハーネス点検
- i. エンジンコントロールコンピュータのコネクタ C42を切り離す。
 - ii. オルタネータASSYのコネクタ C43を切り離す。
 - iii. 下表に従って、抵抗を測定する。

抵抗値

点検端子	点検条件	基準値
C42-61(LIN) - C43-2(LIN)	常時	1 Ω未満
C42-61(LIN)およびC43-2(LIN) - 他の端子間およびボデーアース	IG OFF (通信停止中)	10k Ω以上

街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

・ ・ お疲れ様でした ・ ・

実施日時 平成29年 8月 8日（火） 13時30分～15時00分
実施場所 八幡浜市保内町宮内 3-150 国道197号
大峠トンネル手前交通検問所
協力支部 西予支部（半島ブロック）
出動人数 国土交通省 2名、警察 2名、自動車機構 1名、軽検査協会 1名、
振興会会員 8名、振興会事務局 1名

合計出動人数 15名

検査車両数 108台
不良車両数 1台 ……………不良車両数の割合0.9%

整備命令交付車両数 0台

検査証有効期間切れ車両数 0台

定期点検整備未実施件数 18件……未実施車両数の割合16.7%
特種車両警告書件数 0件
整備不良車両関係（口頭警告件数） 1件 車両法第54条
整備不良車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条
不正改造車両関係（口頭警告件数） 0件 車両法第54条の2
不正改造車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条の2

装置別の保安基準不適合箇所数内容

・電気・灯火類 1件

※合計不良箇所件数 1件



街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

● ● お疲れ様でした ● ●

実施日時 平成29年 8月23日（水） 14時00分～15時00分
実施場所 西予市宇和町 国道56号線 江良検問所
協力支部 西予支部（宇和ブロック）
出勤人数 国土交通省 6名、警察 4名、自動車機構 1名、軽検査協会 1名、振興会会員 7名、振興会事務局 1名

合計出勤人数 20名

検査車両数 101台
不良車両数 3台 ……………不良車両数の割合3.0%

整備命令交付車両数 0台

検査証有効期間切れ車両数 0台

定期点検整備未実施件数 23件……未実施車両数の割合22.8%
特種車両警告書件数 0件
整備不良車両関係（口頭警告件数） 2件 車両法第54条
整備不良車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条
不正改造車両関係（口頭警告件数） 1件 車両法第54条の2
不正改造車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条の2

装置別の保安基準不適合箇所数内容

- 走行装置 2件
- 保安装置（着色フィルム） 1件

※合計不良箇所件数 3件



平成29年度 検査台数報告

(平成29年7月分)

登録自動車

平成29年 月別	新規		継続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
7月	416	583	17,078	2,163	17,494	2,746	66,320	10,967
対前年同月比	108.1%	91.7%	109.9%	98.8%	109.8%	97.2%	107.9%	103.3%
前年同月	385	636	15,545	2,189	15,930	2,825	61,453	10,613

軽自動車

平成29年 月別	新規		継続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
7月	426	219	13,548	2,898	13,974	3,117	57,401	13,192
対前年同月比	109.2%	92.8%	108.1%	103.0%	108.1%	102.2%	109.1%	104.7%
前年同月	390	236	12,532	2,814	12,922	3,050	52,601	12,603

登録車・軽

平成29年 月別	新規		継続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
7月	842	802	30,626	5,061	31,468	5,863	123,721	24,159
対前年同月比	108.6%	92.0%	109.1%	101.2%	109.1%	99.8%	108.5%	104.1%
前年同月	775	872	28,077	5,003	28,852	5,875	114,054	23,216

平成29年7月の

四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	315,185	400,905	489,505	253,114	1,458,709			
	前月 末 車 両 数	315,070	402,285	490,786	253,846	1,461,987			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	1,649	2,250	2,758	1,468	8,125
				当 月	1,594	2,031	2,333	1,255	7,213
				前月比	96.7	90.3	84.6	85.5	88.8
		中 古	前 月	529	695	806	337	2,367	
			当 月	483	643	688	336	2,150	
			前月比	91.3	92.5	85.4	99.7	90.8	
		計	前 月	2,178	2,945	3,564	1,805	10,492	
			当 月	2,077	2,674	3,021	1,591	9,363	
			前月比	95.4	90.8	84.8	88.1	89.2	
	抹 消 登 録	1,636	2,141	2,535	1,119	7,431			
	管 轄 変 更 (入)	599	1,109	1,132	435	3,275			
	管 轄 変 更 (出)	739	1,326	1,333	696	4,094			
	小 型 二 輪 車 増 減	51	85	64	39	239			
	当 月 末 車 両 数	315,422	402,686	491,135	254,096	1,463,339			
対 前 年 同 月 比	100.1	100.4	100.3	100.4	100.3				
対 前 月 比	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1				
軽 自 動 車	前年同月末車両数	307,629	383,779	529,685	310,701	1,531,794			
	前月 末 車 両 数	308,123	385,293	531,530	311,342	1,536,288			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前 月	1,271	1,848	2,198	1,388	6,705
				当 月	1,104	1,743	1,919	1,330	6,096
				前月比	86.9	94.3	87.3	95.8	90.9
		中 古	前 月	497	578	761	494	2,330	
			当 月	414	479	645	454	1,992	
			前月比	83.3	82.9	84.8	91.9	85.5	
		計	前 月	1,768	2,426	2,959	1,882	9,035	
			当 月	1,518	2,222	2,564	1,784	8,088	
			前月比	85.9	91.6	86.7	94.8	89.5	
	検 査 証 返 納	1,198	1,555	1,887	1,163	5,803			
	転 入 ・ 転 出	54	-127	96	-104	-81			
	軽 二 輪 車 増 減	46	72	97	53	268			
	当 月 末 車 両 数	308,543	385,905	532,400	311,912	1,538,760			
	対 前 年 同 月 比	100.3	100.6	100.5	100.4	100.5			
対 前 月 比	100.1	100.2	100.2	100.2	100.2				
総 合 計	前年同月末車両数	622,814	784,684	1,019,190	563,815	2,990,503			
	前月 末 車 両 数	623,193	787,578	1,022,316	565,188	2,998,275			
	当 月 末 車 両 数	623,965	788,591	1,023,535	566,008	3,002,099			
	対 前 年 同 月 比	100.18	100.50	100.43	100.39	100.39			
	対 前 月 比	100.12	100.13	100.12	100.15	100.13			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している